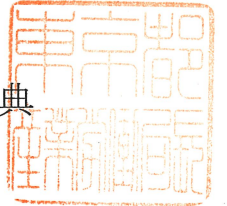


令和2年7月10日  
2産労総企第946号

東京都行政書士会  
会長 常 住 豊 様

東京都産業労働局長

村 松 明 典



「東京都感染拡大防止協力金」の申請に係る  
専門家による謝礼金のお支払いについて（ご案内）

平素より、東京都の施策にご協力いただき厚く御礼申し上げます。

この度、「東京都感染拡大防止協力金」の支給について、貴会に所属する皆様には、事前に申請要件等をご確認いただきました。中小企業や個人事業主のサポートに豊富な実績と知見を持つ貴会のお力添えをいただけましたこと、感謝申し上げます。

つきましては、別紙のとおり、専門家の皆様方への謝礼金のお支払いについて、ご案内申し上げますので、関係者様への周知方、よろしく願いいたします。



1 申請手続き

「感染拡大防止協力金ポータルサイト」の「謝金申請サイト <https://kyugyo-senmon.metro.tokyo.lg.jp/>」を通じて、ご請求下さい。申請内容が確認できたものから、順次、お支払いを開始します。

2 申請期限

下記の期限までに、ご申請下さい。

第1回協力金 令和2年7月31日

第2回協力金 令和2年8月14日

3 謝礼金額

申請1件につき8,000円(税込)を、実績に応じてお支払いします。

なお、不支給決定となった案件の一部については、お支払いできない場合があります。

4 その他

- (1) 「東京都感染拡大防止協力金」の謝金申請サイトは、第1回と第2回とで分かれております。また、「東京都理美容事業者の自主休業に係る給付金」も別サイトになりますので、ご注意ください。
- (2) 上記(1)により、申請があったものについて、内容等に不備がある場合は、個別にメールをお送りし、確認させていただきます。
- (3) ご連絡等は、東京都から業務委託を受けている、株式会社 博報堂より行います。謝金申請サイトの運営管理、謝金の支払手続き、支払調書の作成等も同社となります。個人事業主の方は、支払調書作成のため、博報堂が委託する専門業者からのマイナンバーの収集のお願いを行うことがあります。
- (4) お支払いが完了するまで、「協力金申請書のコピー」は、必ずお手元に保管して下さい。
- (5) 謝金申請サイトのお問い合わせは、東京都緊急事態措置等・感染拡大防止協力金相談センター(03-5388-0567)にお願いします。なお、本通知に関する問い合わせは、下記のとおりです。

【問い合わせ先】

産業労働局総務部企画計理課

03-5321-1111 内線36-420、36-428

荒木、森